

小規模事業者借地料臨時支援金のご案内

市内で事業を営まれ建物等にかかる借地料を支払いされている小規模事業者の方に、野洲市から緊急支援をご案内します。

新型コロナウイルス感染症により影響を受けておられる小規模事業者の経済支援として、事業の用に供されている建物に係る借地料を支援いたします。

1.支援する小規模事業者の方の要件

下記に記します①～③のいずれにも該当する方とします。

- ① 中小企業基本法（昭和 38 年法律第 154 号）第 2 条第 5 項に規定する小規模企業者とします。（*小規模企業者の要件は、裏面に掲載してあります。）
- ② 市内に店舗、事務所又は倉庫を構え、令和 2 年 10 月 1 日現在営業されている方とします。
- ③ 事業を営む上で必要な市内の店舗、事務所、工場又は倉庫の建物に係る借地料を支払っている方とします。（*資材置場、駐車場を除く。）

2.支援する額

一律 10 万円。ただし、支援金の交付は 1 店舗等につき 1 回限りとします。

3.申請に準備いただく書類

交付申請書及びその他要件などを確認できる必要書類

（市役所商工観光課窓口あるいは市ホームページにおいても案内します。）

- 交付申請書（市ホームページからダウンロードもできます。）
- 市内に店舗等があることの確認資料（確定申告書等の写し等）またはこれに代わるもの
- 従業員数の確認資料（確定申告書等の写し等）またはこれに代わるもの
- 店舗等の建物に係る借地料の確認資料（店舗等の借地契約書の写し等）またはこれに代わるもの

4.申請の方法

申請の方法は、郵送または市役所商工観光課窓口でも申請を受け付けます。

5.申請受付期間

令和2年10月5日（月）から令和2年12月18日（金）まで
（郵送の場合期間内必着でお願いします。）

6.注意事項

偽りその他不正の手段により支援金の交付を受けようとしたとき、又は受けたときは、支援金の交付決定を取り消す場合があります、その決定を命ずるものとします。

*小規模企業者とは

業 種	小規模企業者 (常時使用する従業員の数)
①製造業、建設業、運輸業 その他の業種（②～④を除く）	20人以下
②卸売業	5人以下
③サービス業	5人以下
④小売業	5人以下

【支援金の交付申請先・申請に関するお問い合わせ】

申請先

〒520-2395

滋賀県野洲市小篠原 2100 番地 1

野洲市 環境経済部 商工観光課

お問い合わせ先

電話 : 077-587-6008 (直通)

FAX : 077-587-3835

E-mail : syoukan@city.yasu.lg.jp